

台風以外の暴風警報発令下での施設運営の取扱い(大雨警報のみでは休所しません)

午前 7 時の時点で泉州地方を含む地域で暴風警報が発令されている場合は、午前 9 時まで自宅待機とします。その上で、下記のように取り扱います。

★いずれの対応についても、原則として当日の朝には連絡しませんのでニュース等で必ずご確認ください。

- ・ 午前 9 時までに暴風警報が解除された場合には
 - ⇒自力通所（自己通所）の利用者は、安全を確認し通所して下さい。
 - ⇒送迎利用の方は、送迎車が通常送迎時刻の約 1 時間遅れで出発しますので、それを目安にして下さい。
- ・ 午前 10 時までに暴風警報が解除された場合には
 - ⇒自力通所（自己通所）の利用者は、安全を確認し通所して下さい。
 - ⇒送迎利用の方は、送迎車が通常送迎時刻の約 2 時間遅れで出発しますので、それを目安にして下さい。
- ・ 午前 10 時の時点でも暴風警報が解除されていなければ、その日は臨時休所いたします。

積雪時の施設運営の取扱い

- ・ 午前 7 時の時点で堺市内に路上の積雪が見られる場合は自宅待機してください。少量の降雪等で判断に迷われる場合は施設にご確認ください。10 時までに施設が開所の判断をし、開所するのであれば下記の 3 パターンのうちいずれかを、臨時休所するのであればその旨をご連絡いたします。

※状況により施設に職員が出勤できず、時間通りにお電話できない可能性があります。

※施設開所中に大雪のおそれが高まった場合には降所時刻を午後 1 時などに繰り上げることがあります。

遅れて開所するときのパターン （青い鳥の通常の開所時刻は 9 : 15 です。）

- ・ A パターン 通常より 1 時間遅れの 10 : 15 開所 送迎車も 1 時間遅れで出発
- ・ B パターン 通常より 2 時間遅れの 11 : 15 開所 送迎車も 2 時間遅れで出発
- ・ C パターン 通常より 2 時間 30 分遅れの 11 : 45 開所 送迎車も 2 時間 30 分遅れで出発

地震発生時の施設運営の取扱い

- ・ 堺市において当日午前 6 時 30 分以降に震度 4 以上、または、前日から当日にかけ震度 5 以上のいずれかの地震が発生した場合は自宅待機してください。判断に迷われる場合は施設にご確認ください。電話がかけられる状況になれば必ず施設から連絡させていただきますので、連絡があるまでお待ちください。

★いずれの場合も判断違いや自宅が送迎場所まで遠いなど、決められた送迎時刻までに到着することが難しい場合は個別に対応いたしますので、ご連絡ください。

★開所、休所の見通しがたらず強い不安を覚える方については、施設の連絡をまず、本人、ご家族で施設を休まれる判断をしていただいて構いません。その場合はすみやかにご連絡ください。

特別警報が出た場合

朝 7 時の時点以降で泉州地域に特別警報が出ている時は休所といたします。

台風による暴風警報発令下での施設運営の取扱い（大雨警報のみでは休所しません）

午前 7 時の時点で泉州地方を含む地域で台風による暴風警報が発令されている場合は、午前 9 時まで自宅待機とします。その上で、下記のように取り扱います。（ホームページにも情報を掲載いたします。）

★午前 7 時時点での待機、午前 9 時までの暴風警報解除による 1 時間遅れの開所の対応については、原則として、当日の朝には連絡しませんのでニュース等で必ずご確認ください。

1. 台風がさらに泉州地域に接近してくる可能性がある場合

- ・ 午前 9 時の時点でも暴風警報が解除されていなければ、その日は臨時休所いたします。
 - ・ 午前 9 時までに暴風警報が解除された場合には
 - ⇒自力通所（自己通所）の利用者は、安全を確認し通所して下さい。
 - ⇒送迎利用者の方は、送迎車が通常送迎時刻の約 1 時間遅れで出発しますので、それを目安に送迎場所に来てください。また、自宅が送迎場所まで遠いなど、決められた送迎時刻までに到着することが難しい場合は個別に対応いたしますので、ご連絡ください。
- ★送迎時間帯が通常日と異なるため、交通量に大きな違いが見込まれます。相当程度の到着時刻のずれが起こる可能性がありますので、送迎場所においても施設との連絡ができますよう、可能な限り、携帯電話、スマートフォン等をお持ちください。

2. 台風（の中心）がすでに泉州地域を通過している場合

- ・ 午前 9 時までに暴風警報が解除されれば、1. の場合と同じく 1 時間遅れの開始とします。
- ・ 暴風警報は解除されていないが、台風（の中心）がすでに泉州地域を通過していて、その後の天気の回復が確実と思われる場合は、施設で台風の数値、強さなどを勘案し、午前 10 時の時点までに施設を開所するのか、それとも休所するのか判断した上で、連絡いたします。
 - ⇒施設を開所する場合は、開所時刻、送迎時刻等も含めて連絡いたします。
 - ⇒施設を休所する場合も連絡いたします。

遅れて開所するときのパターン （青い鳥の通常の開所時刻は 9 : 15 です。）

- ・ A パターン 通常より 1 時間遅れの 10 : 15 開所 送迎車も 1 時間遅れで出発
- ・ B パターン 通常より 2 時間遅れの 11 : 15 開所 送迎車も 2 時間遅れで出発
- ・ C パターン 通常より 2 時間 30 分遅れの 11 : 45 開所 送迎車も 2 時間 30 分遅れで出発
- ・ D パターン その他 個別に連絡いたします。

★開所、休所の見通しがたまた強不安を感じる方については、施設の連絡をまたず、本人、ご家族で施設を休まれる判断をしていただいて構いません。その場合はすみやかにご連絡ください。

特別警報が出た場合

朝 7 時の時点以降で泉州地域に特別警報が出ている時は休所といたします。